

保護者 様

恵那市教育委員会

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザによる出席停止に係る  
「治癒証明書」の取扱いについて

令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染法上の扱いが5類（季節性インフルエンザと同類）へ移行しました。これに伴い、これまでインフルエンザによる出席停止の際に保護者から学校へ提出いただいていた「治癒証明書」の取扱いを、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症にも適用します。

お子さんの出席停止期間を正しく記録するために、発症日、症状が軽快した日や解熱した日などの情報が必要です。ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 学校への報告

- 医療機関による診断書等は必要ありません。
- 別紙「新型コロナウイルス・インフルエンザ治癒証明書」を記入し、学校に提出してください。  
(※注意事項等を確認のうえ、記入してください。)
- お子さんの出席停止後、登校を再開する日に提出してください。

2 出席停止の基準

学校保健安全法施行規則第19条により、出席停止の基準は次の通りとなっています。

- 新型コロナウイルス感染症：  
「発症後5日を経過し、かつ症状が軽快後1日を経過するまで」
- インフルエンザ：  
「発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで」  
(※早見表参照)

|                                       |
|---------------------------------------|
| 恵那市教育委員会 学校教育課<br>TEL 26-2111 (内線452) |
|---------------------------------------|